第百二条の五第一項及び第二項中「再就職支援給付金」を「再就職支援奨励金」に改める。

第百三条中「定年引上げ等奨励金」を「高年齢者雇用安定助成金」に改める。

第百四条を次のように改める。

（高年齢者雇用安定助成金）

第百四条　高年齢者雇用安定助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に対して、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第二条第一項に規定する高年齢者（以下「高年齢者」という。）の職域の拡大、作業環境の改善又は雇用管理制度の整備等の雇用環境整備の取組に係る計画（以下この項において「環境整備計画」という。）を提出し、当該環境整備計画が高年齢者の安定した雇用の確保のために適当であると認められる事業主であること。

(2)　環境整備計画に基づく措置として、次に掲げるいずれかの措置を実施し、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(i)　新たな事業の分野への進出又は企業における労働者の年齢別構成の高齢化に対応した職務の設計を行うこと等による、高年齢者の能力、知識、経験等が十分に活用できる職場又は職務の創設

(ii)　高年齢者の作業を容易にするために必要な機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善による既存の職場又は職務における高年齢者の就労の機会の拡大

(iii)　高年齢者の就労の機会を拡大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直し又は導入

(iv)　労働協約又は就業規則による定年の引上げ、定年の定めの廃止又は被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この項において同じ。）であつて定年後も引き続いて雇用されることを希望する者を定年後も引き続いて雇用する制度（次号において「継続雇用制度」という。）の導入

(3)　環境整備計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した日から起算して一年前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条の規定に違反していないこと。

(4)　支給申請を行つた日の前日において、当該事業主に一年以上継続して雇用されている者であつて六十歳以上の被保険者が一人以上いること。

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　六十五歳未満の被保険者を、職業紹介事業者（高年齢者雇用安定助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、当該被保険者が定年（当該被保険者を雇用していた他の事業主（(2)において「移籍元事業主」という。）が定めるものをいう。）に達する日から起算して一年前の日から当該定年に達する日までの間に当該被保険者との間で労働契約を締結して雇い入れ、かつ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に規定する高年齢者雇用確保措置の対象となる労働者として雇用する事業主であること。

(2)　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて移籍元事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

(3)　(1)の雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（(4)において「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(4)　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(5)　当該事業所の労働者の離職状況及び(1)の雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(6)　(1)の雇入れの日から起算して一年前の日から当該雇入れの日までの間に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条の規定に違反していないこと。

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主　次に掲げる費用（人件費を除く。）の額の合計額の二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）に相当する額（支給申請を行つた日の前日において当該事業主に一年以上継続して雇用されている者であつて、六十歳以上の被保険者（環境整備計画に基づく措置の対象となる者に限る。）の数に二十万円を乗じて得た額又は五百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）

(1)　前号イ(2)の措置の実施に要した費用の額（七十歳以上までの定年の引上げ、定年の定めの廃止又は六十五歳以上までの定年の引上げ及び七十歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入のいずれかの措置の実施に要した費用の額にあつては、百万円）の合計額

(2)　その雇用する高年齢者に対し、その者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための講習又は相談に要した費用の額

(3)　事業所の改修工事、事業所に係る賃借料その他の事業所の運営に要した費用の額

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、高年齢者の安定した雇用の確保のために要した費用の額であつて必要と認められるもの

ロ　前号ロに該当する事業主　同号ロ(1)に該当する雇入れに係る者一人につき、七十万円

2　前項第一号ロ(1)に該当する雇入れであつて、短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、法第三十八条第一項第二号の厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。第百十八条の三第五項及び附則第十七条の四の四を除き、以下同じ。）として雇い入れる場合における前項第二号ロの規定の適用については、同号ロ中「七十万円」とあるのは、「四十万円」とする。

第百九条中「試行雇用奨励金」を「トライアル雇用奨励金」に改める。

第百十条第二項第一号イ(6)中「者」の下に「（以下「父子家庭の父」という。）」を加える。

第百十条の三の見出しを「（トライアル雇用奨励金）」に改め、同条第一項中「試行雇用奨励金」を「トライアル雇用奨励金」に改め、同項第一号中「ニに掲げる者」を「季節的業務に従事する者（六十五歳未満の者に限る。第百十四条第一項において同じ。）」に改め、同号イからホまでを次のように改める。

イ　就労の経験のない職種又は業務に就くことを希望する者

ロ　離職又は転職を繰り返している者

ハ　直近において離職している期間が一年を超えている者

ニ　その他就職の援助を行うに当たつて特別の配慮を要する者

第百十条の三第一項第二号中「同号ハに該当する者」を「日雇労働者として雇用されることを常態とする者」に改め、同条第二項中「試行雇用奨励金」を「トライアル雇用奨励金」に改める。

第百十二条第一項中「地域求職者雇用奨励金」を「地域雇用開発奨励金及び」に改め、「及び地域再生中小企業創業助成金」を削り、同条第二項中「地域求職者雇用奨励金」を「地域雇用開発奨励金」に改め、同項第一号ハ中「又は過疎等雇用改善地域」の下に「を管轄する公共職業安定所管内」を、「当該過疎等雇用改善地域」の下に「を管轄する公共職業安定所管」を、「。」を」の下に「、公共職業安定所又は職業紹介事業者（地域雇用開発奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により」を加え、「対象事業所の設置の」を「創業の」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ　第百四十条の二第一項に規定する戦略産業雇用創造プロジェクトが実施される都道府県の区域（以下この項において「実施都道府県区域」という。）内に事業所を設置し、又は整備する事業主であること。